

他県条例との構成比較

資料2-1

山形県文化基本条例 平成30年3月 日	茨城県文化振興条例 平成27年12月18日	いしかわ文化振興条例 平成27年3月23日	沖縄県文化芸術振興条例 平成25年10月29日	岩手県文化芸術振興基本条例 平成20年3月27日	宮城県文化芸術振興条例 平成16年7月7日
(前文)	(前文)	(前文)	(前文)	(前文)	(前文)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
第2条 基本理念	第2条 基本理念	第2条 基本理念	第2条 基本理念	第2条 基本理念	第2条 基本理念
第3条 県の責務	第3条 県の責務	第3条 県の責務	第3条 県の責務	第3条 県の責務	第3条 県の責務
第4条 県民の役割	第4条 県民の役割	第4条 市町の責務	第4条 県民及び文化芸術団体の役割	第4条 県民等の役割	第2章 文化芸術振興ビジョン
第5条 市町村の役割	第5条 市町村の役割	第5条 県民及び文化団体の役割	第5条 事業者の役割	第2章 文化芸術振興指針	第4条 文化芸術振興ビジョン
第6条 文化団体等の役割	第6条 文化団体の役割	第6条 大学等の高等教育機関の役割	第6条 教育研究機関の役割	第5条 文化芸術振興指針	第3章 文化芸術振興施策
第7条 教育機関の役割	第7条 事業者の役割	第2章 文化振興施策	第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策	第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策	第1節 文化芸術の振興
第8条 事業者の役割	第2章 文化振興計画	第1節 石川の優れた文化の継承及び発展	第1節 文化芸術の振興	第1節 文化芸術の振興	第5条 芸術及び芸能の振興
第2章 文化推進基本計画	第8条 文化振興計画	第7条 芸術の振興	第7条 伝統的な文化の継承及び発展	第6条 芸術及び芸能の振興	第6条 生活文化の振興
第9条 文化推進基本計画	第3章 文化の振興に関する基本的施策	第8条 伝統芸能の継承及び発展	第8条 芸術等の振興	第7条 伝統文化の振興	第7条 伝統文化の継承及び発展
第3章 文化に関する基本的施策	第1節 人材の育成等	第9条 伝統工芸の継承及び発展	第9条 文化財等の保存及び活用	第8条 生活文化の振興	第2節 文化芸術による地域づくり
第1節 文化の振興	第9条 文化の担い手の育成及び確保	第10条 食文化の継承及び発展	第10条 景観の形成等	第2節 文化芸術の認識及び創造	第8条 文化芸術による地域づくり
第10条 芸術の振興	第10条 次世代を担う子どもたちの育成	第11条 生活文化等の振興	第2節 人材の養成等	第9条 文化芸術の認識及び理解	第9条 文化芸術活動の担い手の育成
第11条 メディア芸術の振興	第11条 文化に関する教育の充実	第12条 文化財等の保存及び活用	第11条 芸術家等の養成等	第10条 文化芸術の総合的把握及び記録	第10条 学校教育における文化芸術活動の充実
第12条 伝統文化の継承及び発展	第2節 文化の振興	第13条 文化の担い手の育成	第12条 文化芸術に関する教育の充実等	第11条 文化財等の保存及び活用	第11条 青少年の文化芸術活動の充実
第13条 生活文化等の振興	第12条 芸術の振興	第14条 子どもによる文化の継承	第13条 文化芸術団体への支援	第12条 文化芸術創造活動に対する支援等	第12条 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
第14条 文化財等の保存及び活用	第13条 伝統文化の継承及び発展	第15条 顕彰	第14条 顕彰	第3節 文化芸術の発信等	第13条 文化芸術交流の推進
第15条 デザインの保存及び活用	第13条 伝統文化の継承及び発展	第2節 文化に親しむ環境づくり	第3節 文化芸術活動の充実	第13条 文化芸術の発信等	第14条 文化芸術情報の発信
第16条 伝統工芸等の継承及び発展	第14条 生活文化等の振興	第16条 県民の文化意識の向上	第15条 県民等の鑑賞等の機会の充実等	第4節 文化芸術の基盤整備	第15条 文化芸術に関する産業の振興
第17条 山形特有の文化の継承及び発展	第15条 文化を活用した地域づくり	第17条 県民が文化に親しむ機会の充実	第16条 文化芸術交流の推進	第14条 人材の育成	第16条 公共の建物等の建築に当たっての配慮
第2節 文化に親しむ環境づくり	第16条 文化交流の推進	第18条 子どもが文化に触れる機会の充実	第4節 文化芸術の活用	第15条 文化芸術活動に対する支援等	第3節 文化芸術に関する諸条件の整備
第18条 文化に親しむ機会の充実	第3節 文化的資産の活用等	第19条 学校教育における文化活動の充実	第17条 文化芸術による地域づくり	第16条 連携の促進	第17条 文化芸術に接する機会の充実
第19条 文化施設の機能充実、活用促進	第17条 文化的資産の活用	第20条 高齢者、障害者等の文化活動の充実	第18条 文化芸術に関する産業の創出及び振興	第17条 文化施設の活用及び充実	第18条 文化芸術施設の充実及び活用
第20条 文化情報の収集及び提供	第18条 文化財の保存等	第21条 文化施設等の充実及び活用の促進	第19条 地域産業と相互連携の促進	第18条 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等【第5節】	第19条 情報の収集及び提供
第21条 事業者等による文化活動の支援	第19条 公共の建物等の建築に当たっての配慮	第3節 文化による地域づくり	第5節 文化芸術を支える基盤の強化	第19条 顕彰【第6節】	第20条 情報通信技術の活用の推進
第3節 文化を育む人づくり	第4節 文化活動の充実	第22条 ふるさと文化の継承及び発展	第20条 教育研究機関の機能強化	第20条 財政上の措置【第7節】	第21条 市町村及び民間団体等に関する援助
第22条 県民の文化意識の向上	第20条 県民の文化活動の充実	第23条 ふるさと文化の活用による地域の活性化	第21条 文化芸術施設等の充実及び活用	第4章 岩手県文化芸術振興審議会(21～26条)	第22条 メセナ活動の促進
第23条 次世代を担う子どもたちの育成	第21条 高齢者、障害者等の文化活動の充実	第24条 文化による地域産業の振興	第22条 知的財産に関する知識の普及		第4節 その他の施策
第24条 高齢者の参画意欲の醸成	第22条 青少年の文化活動の充実	第4節 文化の交流及び発信	第23条 企業等による支援活動の促進		第23条 推進体制の整備
第25条 文化の振興・活用を支える人材の育成及び支援	第5節 文化活動の支援体制の充実等	第25条 文化に関する交流の促進	第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置		第24条 財政上の措置等
第4節 文化を活かした地域づくり	第23条 文化情報の収集及び提供	第26条 文化に関する情報の収集及び発信	第24条 県民等の意見の反映		第25条 顕彰
第26条 文化による地域づくり	第24条 推進体制の整備	第27条 文化の観光資源としての活用	第25条 沖縄県文化芸術振興審議会		第4章 宮城県文化芸術振興審議会(26～31条)
第27条 山形の文化の発信	第25条 文化施設の機能の充実	第5節 文化を支える仕組みづくり	第26条 推進体制の整備		
第28条 文化交流の拡大	第26条 地域における文化活動の支援	第28条 推進体制の整備	第27条 財政上の措置		
第29条 文化に関連する産業の創出及び振興	第27条 財政上の措置	第29条 企業等による文化支援活動の促進			
第30条 文化を活かした観光振興	第28条 顕彰	第30条 財政上の措置			
第5節 その他の施策		第3章 いしかわ文化の日(31～35条)			
第31条 推進体制の整備					
第32条 財政上の措置					
第33条 顕彰					